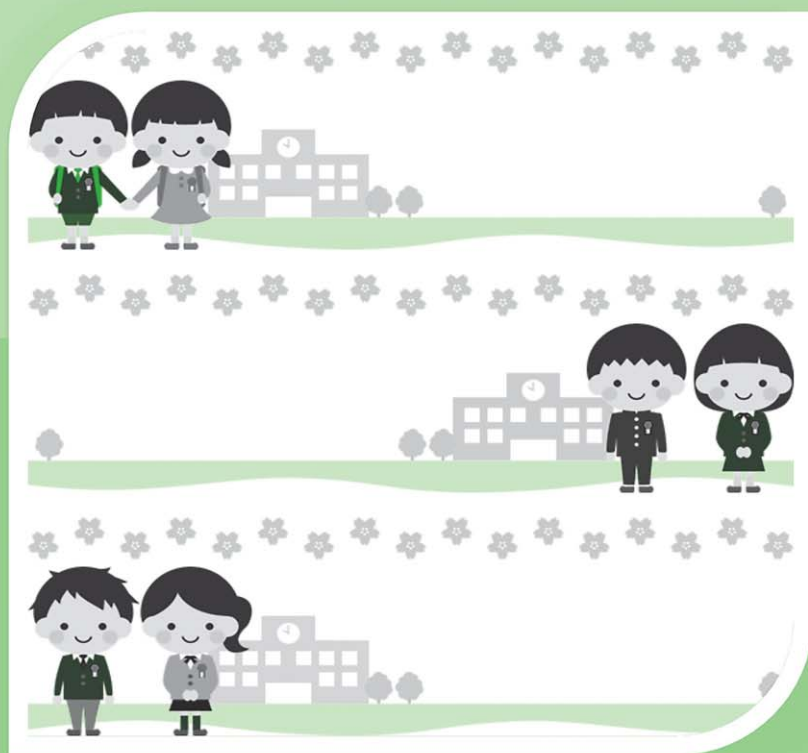


# 特別支援教育コーディネーター ハンドブック



奈良県立教育研究所

# 目次

## 基礎編

◆特別支援教育とは	…… P	1
◆特別支援教育を巡る近年の動き	…… P	1
◆チームとしての学校全体で行う特別な支援	…… P	2
◆特別支援教育コーディネーターとは	…… P	3


## 実践編

①年間計画の作成	…… P	4
②実態把握	…… P	5
③校内委員会	…… P	6
④ケース会議	…… P	7
⑤「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」	…… P	8
⑥相談窓口と連携	…… P	9

## 資料編

○特別支援教育コーディネーターのお仕事 年間計画表	…… P	10
○特別支援教育コーディネーターのお仕事 チェックリスト	…… P	11
○児童等理解に関するチェックリスト	…… P	12~14
○実態把握シート	…… P	15
○個別の教育支援計画（例）	…… P	16.17
○個別の指導計画（例）	…… P	18
○ケース会議 ワークシート	…… P	19
○支援マップ	…… P	20
○県内相談機関	…… P	21
○用語説明	…… P	22.23

引用・参考	…… P	24
-------	------	----

本ハンドブックでは、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」(平成29年3月 文部科学省)をもとに、特別支援教育コーディネーターの役割について解説し、具体例を示しています。ワークシート等も掲載していますので、ご活用ください(  マークのあるシートはダウンロードできます。教育研究所ホームページをご確認ください)。

## ◆特別支援教育とは

- ＊特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に必要な力を養うことを目的とし、一人一人の教育的ニーズを把握して、適切な指導及び必要な支援を行うものです。特別支援学校だけでなく、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍する発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）のある幼児児童生徒を含めて、全ての学校において実施されます。
- ＊特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、多様な個人がその能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」の形成の基礎となるものです。

### 1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

※「特別支援教育の推進について（平成19年4月 文部科学省初等中等教育局長通知）」

## ◆特別支援教育を巡る近年の動き

### 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

- ・障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、平成18年に国連総会で採択された条約です。

### 障害者基本法

- ・平成23年に改正され、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮すること等が新たに規定されました。

奈良県においても「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」や「奈良県手話言語条例」が施行され、障害のある人もない人も、共に安心して幸せに暮らすことのできる社会の実現を目指しています。



### 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

- ・障害者の権利に関する条約や障害者基本法の改正の動きを受けて、平成24年にまとめられた報告です。インクルーシブ教育システムでは、基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指し、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実の重要性について提言されています。

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

- ・全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別を解消することを目的として、平成28年に施行されました。この法律では、障害を理由とする差別を「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の二つに整理しています。

## ◆チームとしての学校全体で行う特別な支援

- \*特別支援教育では、学校全体で行う支援体制の構築を目指しています。そのため、校長（園長を含む。以下同じ。）のリーダーシップが発揮され、今後、「チームとしての学校」の体制を整備するに当たり、特別支援教育の視点を効果的に生かした学校経営が求められています。
- \*校長は、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置付け、学校内の全ての教職員に対して、特別支援教育コーディネーターの役割を説明し、学校において組織的に機能するように努めることが重要です。

### 2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

（略）

### 3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

#### (3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

※「特別支援教育の推進について（平成19年4月 文部科学省初等中等教育局長通知）」

### ○校長の役割

- ◇特別支援教育を柱とした学校経営
- ◇校内委員会の設置と運営
- ◇特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け
- ◇個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用・管理
- ◇教職員の理解推進と専門性の向上
- ◇教員以外の専門スタッフの活用
- ◇保護者との連携の推進
- ◇専門家・専門機関との連携の推進
- ◇進学等における適切な情報の引継ぎ

※「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン  
～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」より  
（平成29年3月 文部科学省）



- ・今後、学校は、個々の教職員が個別に教育活動に取り組むのではなく、学校のマネジメントを強化し組織として教育活動に取り組むことが大切です。「チームとしての学校」の体制を整備することで、教育活動の充実を目指しましょう。

## ◆特別支援教育コーディネーターとは

- \* 特別支援教育は、個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、特別支援教育コーディネーターがキーパーソンとなり、学校全体で支援体制づくりに取り組むことが大切です。
- \* 特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として、位置付けられています。

### 特別支援教育コーディネーターの役割

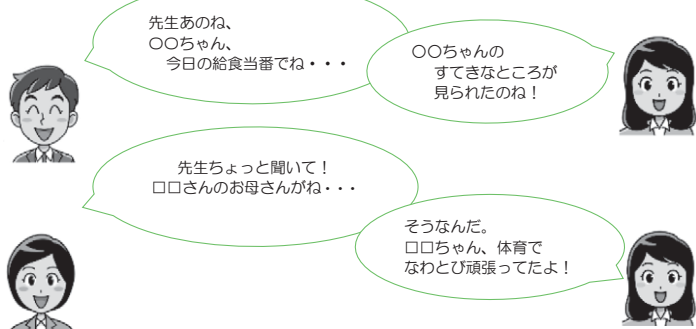
- 学校内の関係者や関係機関との連絡調整
  - (1) 学校内の関係者との連絡調整
  - (2) ケース会議の開催
  - (3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成
  - (4) 外部の関係機関との連絡調整
  - (5) 保護者に対する相談窓口
- 各学級担任への支援
  - (1) 各学級担任からの相談状況の整理
  - (2) 各学級担任とともに行う児童等理解と学校内での教育支援体制の検討
  - (3) 進級時の相談・協力
- 巡回相談員や専門家チームとの連携
  - (1) 巡回相談員との連携
  - (2) 専門家チームとの連携
- 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

※「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン  
～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」より  
(平成 29 年 3 月 文部科学省)

他の教職員と連携・協働し、チームで取り組めるよう、教職員のつながりを大切にしたいですね。



できそうなことから取り組んでみましょう



顔を見ると話したくなるコーディネーターに!

# ① 年間計画の作成

## 年間計画はなぜ必要か？

校内委員会の開催、校内研修の企画・運営、関係機関や学校との連絡・調整などを進めることや、教育上特別の支援を必要とする児童等を校内で把握し情報を共有しておくことは、学校において早期から支援が行える体制づくりにつながります。計画的に進められるよう、年間計画を立てましょう（P10）。作成した年間計画は、その都度見直しながら年度末に評価を行い、次年度に備えましょう（P11）。

〈年間計画表への記入例〉

特別支援教育コーディネーターのお仕事 年間計画表					園 学校
主な項目	1 学校内の関係者や関係機関との連絡調整	2 各学級担任への支援	3 巡回相談員や専門家チームとの連携	4 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進	5 その他、特別支援教育に関わる内容
4月	・第1回校内委員会 ・個別の教育支援計画の確認	・進級時の相談 ・個別の指導計画作成への支援	・巡回相談等の計画、要請	・実態把握	・障害者理解教育の立案
5月	・特別支援教育に関する教育相談			・行動観察	
6月	・ケース会議				
7月		・個別の指導計画の評価への支援			



- ・1年を見通して特別支援教育の方針を立て、計画的に取り組むことが大切です。
- ・教職員間で共有し、校内支援体制づくりを進めましょう。

## ② 実態把握

### 実態把握はなぜ必要か？

実態把握は、教育上特別な支援を必要とする児童等のつまずきの原因を考え、適切な指導や必要な支援を行っていくために必要です。まずは「なぜできないのかな？」等、児童等のつまずきや困難な状況に気付くことが大切です。

### つまずきや困難な状況に気付くためには？

学習面や生活面、対人関係等の様子等、視点を明確にして行動観察することが大切です。また、実態把握のためのチェックリストを活用したり、客観的な指標として標準化された検査等も参考にしたりできます。いずれか一つの方法ではなく、これらの方法を組み合わせて行ったり、専門家に相談して意見を求めたりすることも効果的です。その際、対象となる児童等の困難さだけでなく、得意なところや興味・関心なども知っておく必要があります。学校生活の様子だけでなく、家庭生活や地域での様子等、前在籍校園の情報、関わりのある人達から情報を集め、できるだけ多角的に実態を捉えるようにしましょう。

### 多角的に捉えましょう

好きなこと・得意なこと〈強み〉

嫌いなこと・苦手なこと〈弱み〉

生活面や学習面の様子

医療や療育機関からの情報

身体の動き・心理的な状態

標準化された検査等の結果

コミュニケーションの様子

家庭での様子

友達関係や人との関わり  
の様子

放課後の過ごし方



本人や保護者の願いとして「困っていることは何か」「どうしてほしいか」という視点で聞き取りをすることも必要です。



つまずきや困難さを把握するために「児童等理解に関するチェックリスト」(P12~14)も活用できます。「実態把握シート」(P15)に児童等の様子を記入し、実態を整理してみましょう。

### POINT



・様々な方法で情報を集めることで終わらず、それらの情報の意味を考えたり解釈したりしながら総合的に児童等の実態を捉え、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援につなげていくことが大切です。

### ③ 校内委員会

#### 校内委員会とは？

全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うため、校長のリーダーシップの下、設置するものです。独立した委員会として新規に設置したり、既存の学校内組織(生徒指導部会等)に校内委員会の機能をもたせたりすることもできます。校内委員会は特別支援教育コーディネーターが企画・運営を担い、協議が円滑にできるようにしていきます。

#### 誰が出席するの？

構成員は、例えば、管理職、特別支援教育コーディネーター、対象の児童等の学級担任、特別支援学級担任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、通級担当教員等が考えられます。大切なことは、各学校の規模や実情に応じて、学校としての方針を決め、教育支援体制づくりのために必要な者を校長が判断した上で、構成員を決めることです。

#### 校内委員会の役割は？

児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズを把握し、支援内容の検討や評価を行ったり、特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案や、教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組みづくりを進めたりすることなどが挙げられます。

〈例：校内研修計画を立てる場合〉

#### 校内研修の計画を立ててみましょう

指導上の悩みや教員のニーズを十分把握して研修を企画しましょう！  
講義形式の研修だけでなく、具体的な事例検討会を開くことも有効です。

##### 研修方法の例

- 研修会の伝達を中心とした研修
- 講師を招聘しての講義形式
- 研究授業や事例検討
- 上記を組み合わせた研修

等



専門家に研修を依頼するときは、  
「どのような部分に重点を置いた研修か」を伝えることで、  
よりニーズにあった研修が実施できます！

##### 例えば

- 特別支援教育に関する基本的な内容
  - 特別支援教育の理念
  - 障害に対する知識や支援の考え方
- 指導に関する内容
  - 実態把握のための知識・理解
  - 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用
  - 支援の評価と修正
  - 授業研究
- 連携や支援体制に関する内容
  - 保護者との連携
  - 進学先との連携
  - 校内支援体制づくり

等

#### POINT



- 校内委員会は、全校的な教育支援体制を作るための方針や計画を立てることに加え、教育上特別な支援を必要とする児童等の状態や支援内容を共有したり評価を行ったりします。年度当初だけでなく、定期的に行うことが望ましいです。特別支援教育に関わる年間計画を立てる際に、あらかじめ日程や内容を入れておきましょう。



## ④ ケース会議

### ケース会議とは？

校内委員会の判断により、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態に対する支援内容等の決定に当たって、個別に、学級担任等関わりのある人達で作る少人数集団のチームによる会議のことをいいます。

「ケース会議ワークシート」(P19)を活用して、対象の児童等に関して個別にケース会議をしましょう。

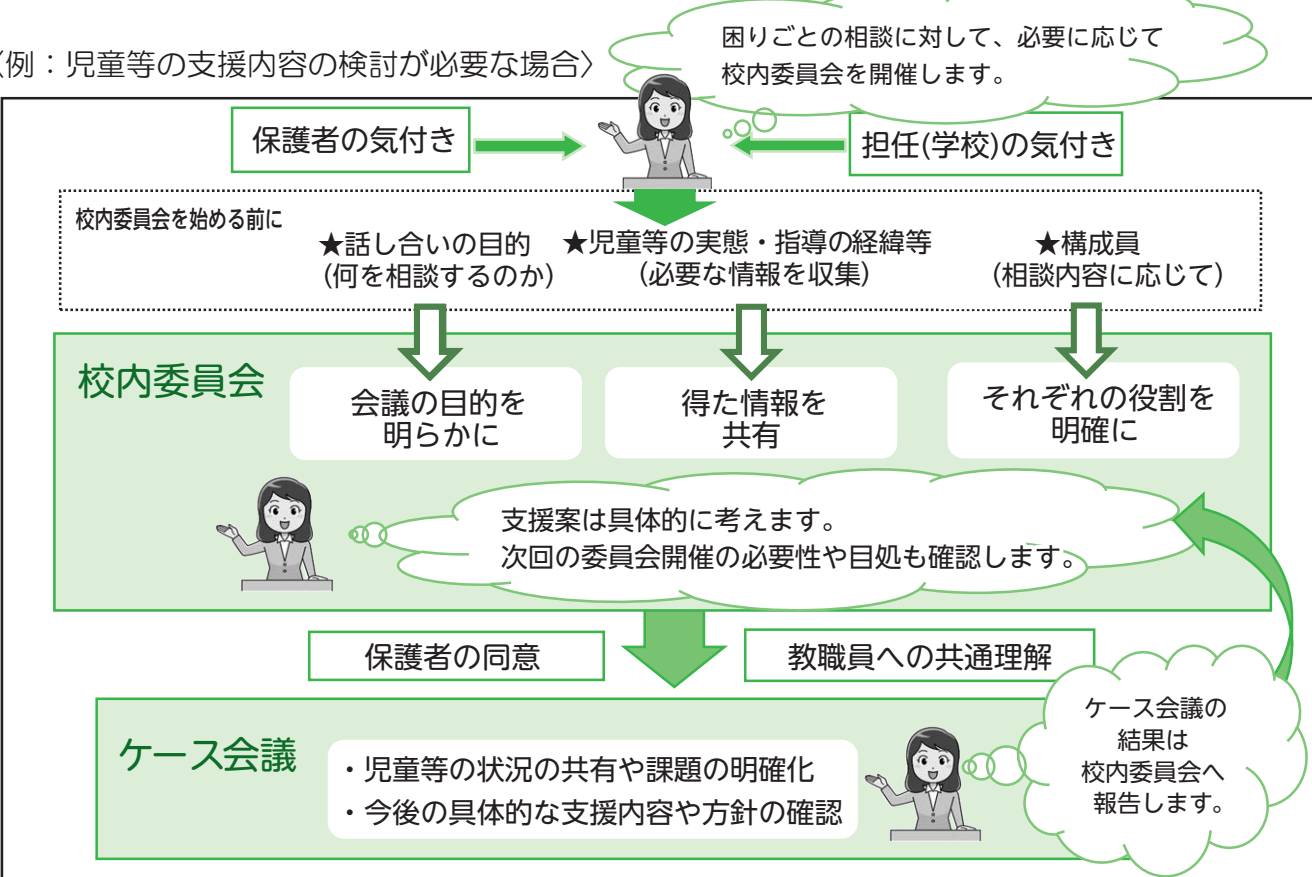


### 誰が開くの？

特別支援教育コーディネーターがケース会議の計画を立てます。ケース会議の開催に当たっては、必要に応じて保護者や外部の専門家等にも参画を求め、家庭や通級による指導等の場面における情報を収集できるよう、連絡調整を行うことが望まれます。

### 話し合う内容は？

児童等の状況の共有や課題の明確化、今後の具体的な支援内容や方針の確認等を行います。また、ケース会議の結果を校内委員会で報告し、全校の教職員間の共通理解を図ることが重要です。



**POINT** 担任の気づきから始まる事例もあります。児童等の困りごとに素早く対応できることが大切です。先にケース会議を行い、必要に応じて校内委員会の開催につなげる場合もあります。

## ⑤ 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

### 個別の教育支援計画とは？

個別の教育支援計画は「学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、その際、家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、様々な面からの取組を示した計画」です。作成に当たっては、保護者の参画が求められており、学校側と保護者側の教育的ニーズを整理しながら作成することが必要です。

また、「合理的配慮」の内容についても明記し、引き継ぐことが重要です。

P16～18に個別の教育支援計画と個別の指導計画の例を掲載しています。



(略) 設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。また、個別の指導計画にも活用されることが望ましい。

※「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」  
(平成 24 年 7 月 中央教育審議会初等中等教育分科会)

### 個別の指導計画とは？

個別の指導計画は「個別の教育支援計画に記載された一人一人の教育的ニーズや支援内容等を踏まえ、当該児童等に関わる教職員が協力して、学校生活や各教科における指導の目標や内容、配慮事項等を示した計画」です。個別の教育支援計画をもとにして、その長期目標を達成するためにより具体的な目標をスモールステップで設定していく必要があります。

### 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が必要な児童等は？

小学校・中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月)では、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する児童等は、特別支援学級に在籍する児童等や通級による指導を受ける児童等となっています。

#### POINT



- 個別の教育支援計画や個別の指導計画は作成することが目的ではありません。あくまで児童等の支援や指導に関する関係機関との連携のためのツールであり、実施、評価、改善を繰り返し、活用してこそ値打ちがあります。個人情報保護には十分配慮して適切な管理を行った上で、必要な支援内容等を進学先等に確実に引き継ぐことが重要です。

#### POINT



- 小学校学習指導要領解説総則編(平成 29 年 6 月)・中学校学習指導要領解説総則編(平成 29 年 7 月)では、「通常の学級においては障害のある児童(生徒)などが在籍している。このため、通級による指導を受けていない障害のある児童(生徒)などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることとした。」と記されていることに留意しましょう。

## ⑥ 相談窓口と連携

### 誰の相談を受けるの？

特別支援教育コーディネーターには、保護者の相談窓口や各学級担任からの相談に応じる役割があります。

保護者や学級担任からの心配なことに耳を傾け、その状況を把握し次の支援につなぐ役割を果たします。学級担任からの相談では、児童等の情報を偏りなく多角的に聞き取り、児童等を取り巻く状況の整理をし、保護者や各学級担任ができることを見極めながら助言をしていきます。

相談の中で、本人や保護者等から合理的配慮の提供に当たっての相談窓口となった場合には、学級担任と連携を図りつつ、校内委員会で検討する等、合意形成に向け組織的に対応することが重要です。

### 連携とは？

特別支援教育コーディネーターは、巡回相談員や専門家チームなど外部の関係機関との連絡調整が必要になった場合の窓口となります。また、センター的機能をもつ特別支援学校やその他の教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡調整も行います。それらの情報を収集・整理し、必要に応じて教職員や保護者へ情報を伝えます。

各校で連携できる関係機関を記入し、それぞれの支援マップ(P20)を作成してみましょう。そのときには、県内相談機関(P21)が参考になります。これまで、連携したことがある支援先やこれから必要になる支援先も記入してみましょう。



### POINT



- ・保護者と信頼関係を築き、協働で支援することは教育上特別の支援が必要な児童等にとって教育効果を高めていくこととなります。児童等の困りごとやつまずきへの気付き方や障害に対する理解・考え方が一人一人異なるので、保護者の思いや考え方を考慮することも大切です。その後、必要に応じて、対象の児童等の支援について校内委員会やケース会議で検討し、組織的に対応しましょう。

特別支援教育コーディネーターのお仕事 年間計画表

					園 学校
主な項目	1 学校内の関係者や 関係機関との 連絡調整	2 各学級担任への支援	3 巡回相談員や専門家 チームとの連携	4 学校内の児童等の 実態把握と 情報収集の推進	5 その他、特別支援 教育に関わる内容
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

## 特別支援教育コーディネーターのお仕事 チェックリスト

※この1年を振り返って、来年度の見通しをもちましよう。

(実施した項目に○印を付けてください)

主な項目	取組の例	時 期(月)											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 学校内の関係者や関係機関との連絡調整	校内委員会の開催	○					○			○		○	
	ケース会議の実施		○					○					
	保護者に対する相談窓口												○
		校内委員会の実施      ケース会議の実施 個別の教育支援計画の作成 個別の指導計画の作成 外部の関係機関との連絡調整 保護者に対する相談窓口      就学に関する相談窓口 時間割の作成      等											
2 各学級担任への支援	担任からの相談	○	○		○		○	○	○			○	○
	教材・情報提供	○	○					○	○		○	○	
	進級時の相談・協力	○											
		担任からの相談      校内支援体制の検討 教材・情報提供      進級時の相談・協力 個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成の支援      等											
3 巡回相談員や専門家チームとの連携(活用の有無)	アドバイザーチーム				○								
	巡回アドバイザー			○						○			
	作業療法士(OT)												
	スクールカウンセラー												
	アドバイザーチーム 巡回アドバイザー 作業療法士      言語聴覚士 理学療法士      スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー      医療      等												
4 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進	校内研修の計画・実施		○				○					○	
	行動観察	○											
	チェックリストなどを活用した実態把握												
	校内研修の計画・実施      行動観察 チェックリストなどを活用した実態把握      等												
5 その他、特別支援教育に関わる内容	啓発に関わること	○						○					
					○								
	啓発に関わること 障害者理解教育の授業に関すること 教材開発      等												

## 児童等理解に関するチェックリスト

教育上特別の支援を必要とする児童等の特性を把握するためのチェックリストです。「行動面」「対人関係面」「学習面」からなっています。対象となる児童等は、小学校1年生～中学3年生を念頭においています。なお、実施に当たっては、複数の教員で実施して結果を検討することが望ましいと思われま

平成14年に実施された文部科学省の調査項目をもとにして作成しています。



### 〈行動面〉

「不注意」または「多動性－衝動性」の少なくとも一つの群で該当する項目が6ポイント以上であれば、行動面で特別な支援が必要な児童等とします。

### 〈対人関係面〉

「対人関係やこだわり等」に該当する項目が22ポイント以上であれば、対人関係面で特別な支援が必要な児童等とします。

### 〈学習面〉

「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の6つの領域のうち、少なくとも一つの領域で該当項目が12ポイント以上であれば、学習面で特別な支援が必要な児童等とします。

## 〈行動面〉

「ない、もしくはほとんどない：0」「ときどきある：1」「しばしばある：2」「非常にしばしばある：3」の4段階で回答

○ 「不注意」		合計				
<input type="checkbox"/>	勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	本人に向かって話しかけられているのに、聞いていないようにみえる	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	指示に従えず、課題や仕事を最後までやり遂げない	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	学習や活動を順序立てて行うことが難しい	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	学習や活動に必要な物をなくしてしまう	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	勉強や宿題など、集中して取り組む課題を避ける	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	気が散りやすい	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	日々の活動で忘れっぽい	0	1	2	3	
○ 「多動性－衝動性」		合計				
<input type="checkbox"/>	手足をそわそわ動かしたり、座っていても、もじもじしたりする	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	授業中や座らなければならない時に席を離れてしまう	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	きちんとしていなければならない時に、余計に走り回ったり高い所に上がったりする	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	静かに遊んだり余暇活動に大人しく参加することが難しい	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	じっとしていない。まるで何かに駆り立てられるように活動する	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	度が過ぎる程しゃべる	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	質問が終わっていないのに出し抜けに答えてしまう	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	順番を待つことが難しい	0	1	2	3	
<input type="checkbox"/>	他の人がしていることをささげたり、じゃましたりする	0	1	2	3	

各項目の評価点合計6ポイント以上  
 評価点0点と1点は、「0点」に換算する  
 評価点2点と3点は、「1点」に換算する



## <対人関係面>

「いいえ：0」「多少：1」「はい：2」の3段階で回答

○「対人関係やこだわり等」		合計		
<input type="checkbox"/>	大人びている。ませている	0	1	2
<input type="checkbox"/>	みんなから、「〇〇博士」「〇〇教授」と思われている	0	1	2
<input type="checkbox"/>	他の子どもは興味をもたないようなことに興味があり、「自分だけの知識世界」をもっている	0	1	2
<input type="checkbox"/>	特定の分野への知識を備えているが、丸暗記であり、意味をきちんと理解していない	0	1	2
<input type="checkbox"/>	含みのある言葉や嫌みを言われても分からず、言葉通りに受けとめてしまうことがある	0	1	2
<input type="checkbox"/>	会話の仕方が形式的であり、抑揚なく話したり、間合いが取れなかったりすることがある	0	1	2
<input type="checkbox"/>	言葉を組み合わせ、自分だけにしか分からないような造語を作る	0	1	2
<input type="checkbox"/>	独特な声で話すことがある	0	1	2
<input type="checkbox"/>	誰かに何かを伝える目的がなくても、場面に関係なく声を出す (唇を鳴らす・咳払い・喉を鳴らす・叫ぶ)	0	1	2
<input type="checkbox"/>	とても得意なことがある一方で、極端に不得手なものがある	0	1	2
<input type="checkbox"/>	いろいろな事を話す、その時の場面や相手の感情や立場を理解しない	0	1	2
<input type="checkbox"/>	共感性が乏しい	0	1	2
<input type="checkbox"/>	周りの人が困惑するようなことも、配慮しないで言う	0	1	2
<input type="checkbox"/>	独特な目つきをすることがある	0	1	2
<input type="checkbox"/>	友達と仲良くしたいという気持ちはあるけれども、友達関係をうまく築けない	0	1	2
<input type="checkbox"/>	友達のそばにいるが、一人で遊んでいる	0	1	2
<input type="checkbox"/>	仲の良い友人がいない	0	1	2
<input type="checkbox"/>	常識が乏しい	0	1	2
<input type="checkbox"/>	球技やゲームをする時、仲間と協力することに考えが及ばない	0	1	2
<input type="checkbox"/>	動作やジェスチャーが不器用で、ぎこちないことがある	0	1	2
<input type="checkbox"/>	意図的でなく、顔や体を動かすことがある	0	1	2
<input type="checkbox"/>	ある行動や考えに強くこだわることによって、簡単な日常の活動ができなくなることがある	0	1	2
<input type="checkbox"/>	自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる	0	1	2
<input type="checkbox"/>	特定の物に執着する	0	1	2
<input type="checkbox"/>	他の子どもたちから、いじめられることがある	0	1	2
<input type="checkbox"/>	独特な表情をしていることがある	0	1	2
<input type="checkbox"/>	独特な姿勢をしていることがある	0	1	2

計22ポイント以上



## <学習面>

「ない：0」「まれにある：1」「ときどきある：2」「よくある：3」の4段階で回答

○「聞く」		合計			
<input type="checkbox"/>	聞き間違いがある（「知った」を「行った」と聞き違える）	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	聞きもらしがある	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	指示の理解が難しい	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	話し合いが難しい（話し合いの流れが理解できず、ついていけない）	0	1	2	3
○「話す」		合計			
<input type="checkbox"/>	適切な速さで話すことが難しい（たどたどしく話す・とても早口である）	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	ことばにつまったりする	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	単語を羅列したり、短い文で内容的に乏しい話をする	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	思いつくままに話すなど、筋道の通った話をするのが難しい	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	内容を分かりやすく伝えることが難しい	0	1	2	3
○「読む」		合計			
<input type="checkbox"/>	初めて出てきた語や、普段あまり使わない語などを読み間違える	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	文中の語句や行を抜かしたり、または繰り返し読みだりする	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	音読が遅い	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	勝手読みがある（「いきました」を「いました」と読む）	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	文章の要点を正しく読み取ることが難しい	0	1	2	3
○「書く」		合計			
<input type="checkbox"/>	読みにくい字を書く（字の形や大きさが整っていない・まっすぐに書けない）	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	独特の筆順で書く	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	漢字の細かい部分を書き間違える	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	句読点が抜けたり、正しく打つことができない	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	限られた量の作文や、決まったパターンの文章しか書かない	0	1	2	3
○「計算する」		合計			
<input type="checkbox"/>	学年相応の数の意味や表し方についての理解が難しい （三千四十七を300047や347と書く・分母の大きい方が分数の値として大きいと思っている）	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	簡単な計算が暗算でできない	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	計算をするのにとても時間がかかる	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	答えを得るのにいくつかの手続きを要する問題を解くのが難しい （四則混合の計算・2つの立式を必要とする計算）	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	学年相応の文章題を解くのが難しい	0	1	2	3
○「推論する」		合計			
<input type="checkbox"/>	学年相応の量を比較することや、量を表す単位を理解することが難しい （長さやかさの比較「15cmは150mm」ということ）	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	学年相応の図形を描くことが難しい （丸やひし形などの図形の模写・見取り図や展開図）	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	事物の因果関係を理解することが難しい	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	目的に沿って行動を計画し、必要に応じてそれを修正することが難しい	0	1	2	3
<input type="checkbox"/>	早合点や、飛躍した考えをする	0	1	2	3

各項目の評価点合計12ポイント以上






# 実態把握シート

( 年 組 名 前 : )

記入者 \_\_\_\_\_ 作成日 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

実 態		課題となるところ	得意なところ
学 習 面	聞く	13 / 15 ・一斉の指示だけでは行動することが難しい ・5分以上の話を聞くことが難しい	・絵で示せば理解できる ・体を動かすことが好き
	話す		
	読む	① 児童理解等に関するチェックリストの合計点を記入	
	書く	/ 15	
	計算	/ 15	
	推論	/ 15	
行 動 面	不注意	/ 9	
	多動衝動	/ 9	
対人関係面	<b>POINT</b>  / 54	② 「課題となるところ」には、「いつ（時間）」「どのような場面で（状況）」「程度は（回数）」など、多角的に捉えて記入  「得意なところ」には、興味・関心も含め、できる方法や内容等を記入  ・実態把握シートに記入することで、どうすれば課題となるところ（弱み）にアプローチできるか、見方を変えて、得意なところ（強み）を探してみましょう。これを見付けることが支援につながります。	
その他			


# 個別の教育支援計画 (例)

～小学校 Ver.～

※個別の教育支援計画は市町村によって様式が異なります。それぞれの様式を使って作成しましょう。

ふりがな		男・女	生年月日	西暦 年 月 日
名前			元号	
家族構成	心理検査結果等			
	実施年月日 (実施機関)	検査の種類	結果	
家庭状況	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     知能検査・発達検査 (WISC-IV、新版K式発達検査 2001 等) 等の結果を記入                 </div>			
主たる障害の状況・診断名				
手帳の有無 あり・なし				
身体障害者手帳 ( ) 種 ( ) 級 交付日:	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     交付、更新日を記入                 </div>			
精神障害者保健福祉手帳 ( ) 級 交付日:				
更新年月日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     薬の管理方法や救急搬送対応、発作、アレルギー、除去食のこと等を記入                 </div>			
療育手帳 A1 A2 B1 B2 交付日:				
更新年月日				
生育歴上 (出生・乳幼児期) の様子や気付き	医療的な配慮 (服薬等)			
出生体重 ( ) g 分娩の様子 ( )	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     特性を理解する上で重要な情報になるため、分かる範囲で記入                 </div>			
始 語 ( ) 歳 2 語文 ( ) 歳				
初 歩 ( ) 歳 睡眠 ( )				
いつどのようなきっかけで気付いたか ( )				
診断を受けた経緯 ( )				
関係機関				
機関名	期 間	担 当 者	支 援 内 容	

**POINT**



- ・医療や保健、福祉、労働等の各関係機関で目標達成に向けて「誰が」「どのような」支援を行うのかを記入することで、それぞれの役割を明確にしましょう。
- ・本人が関わっている関係機関からのアドバイス等について記入し、連携して支援を行うことに心掛けましょう。
- ・関係機関との連携においては、保護者の了解を得ることや個人情報としての取扱いに注意しましょう。

小学校		通常級・通級・支援 ( )		名前	
本人・保護者の願い		将来に向けた見通しを記入			
本人の様子	得意・好き・興味・関心		苦手・嫌い		
	健康・身体機能・身辺自立・生活・社会性・行動面・学習面など				
					弱みだけでなく、強みも記入
合理的配慮	3観点11項目				家庭での支援
	3観点11項目(P22)を左側の枠に記入し、右側に具体的な内容を記入				
重点目標		支援の手だて		支援の評価等	
1年生	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>合理的配慮 決定のプロセス</b></p> <p style="text-align: center;">一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">           申し出 ↓ 調整 ↓ 決定         </div> <div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>本人及び保護者からの申し出（意思の表明）</b> <small>・教員の見立てがきっかけになる場合もある</small></li> <li>2 <b>本人の実態把握</b> <small>・興味関心、学習上又は生活上の困難、健康状態 等</small></li> <li>3 <b>均衡を失した又は過度の負担かどうかの判断などの検討・調整（※代替案の検討）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">校内委員会の開催</span> <small>・財政状況、必要性、学校経営、教職員の対応 等</small></li> <li>4 <b>個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画にも活用</b></li> <li>5 <b>合理的配慮の定期的な評価・見直し</b></li> </ol> </div> </div> </div>				
2年生					
3年生	<p><b>POINT</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の教育支援計画の作成に当たっては、将来の姿を想像しながら、中・長期的な見通しをもって目標を立てましょう。支援を行いながら定期的に見直しを図って、随時加筆、修正を行うことが大切です。</li> <li>・合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものです。設置者・学校と本人・保護者で発達の段階を踏まえながら考え、合意形成を図った上で決定することが大切です。</li> </ul>				
	( )担任	( )担任・通級担当	作成確認日	学年末 保護者確認印	校長印
1年生			年 月 日		
2年生			年 月 日		
3年生			年 月 日		

## 個別の指導計画(例)

～小学校 Ver.～

※個別の指導計画は市町村や学校等によって様式が様々です。ここでは二つの様式例を挙げました。

	児童の様子	長期目標	短期目標(1学期)	手立て	評価
生活・身辺自立		1年先に達成できる目標を立てましょう。個別の教育支援計画の目標も踏まえ、優先順位を付けて達成できそうなものから設定しましょう。			
学習					
社会・行動					
人間関係		全ての項目に目標を設定しなくてはいけないということはありません。対象となる児童等の教育的ニーズがある事柄から目標を設定しましょう。			
保護者の主訴					

	児童の様子	長期目標	短期目標(1学期)	手立て	評価
自立活動	健康の保持 心理的な安定 人間関係の形成 環境の把握 身体の動き コミュニケーション				
国語					
算数	学習指導要領の改訂に伴って ・特別支援学級に在籍する児童等の指導には自立活動を取り入れることが規定されました。また、通級による指導を受けている児童等には、自立活動の内容(P23)を参考とし具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとされています。				
生活	・自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童等の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものです。				
音楽					
図工					
体育					
保護者の主訴					

評価については目標の評価と手立ての評価があります。記述式であれば、目標は児童等を主語に、手立ては教職員を主語にして書きます。評価の基準を設けて記号で記入する場合があります(例：目標達成率によって、50%未満△、50%以上○、75%～80%◎)。

# ケース会議 ワークシート

～事例検討会 Ver.～

事前確認：①会議の内容の決定 ②出席者への連絡 ③会議に必要な資料(事例に関わって)の準備

年 月 日( 曜日) 場所:( )		
出席者：管理職( ) 特支C○( ) 対象となる児童等の学級担任( ) その他の出席者( )		
案件：( )年 児童等の名前( )の支援内容について検討する		
検討会の流れ	特支C○の働きかけ・準備物	話し合いの様子・記録
①出来事の提示 事例提供者から	・一番困っていることを話してもらう。 「どんなことで困っていますか」など	
②事実情報の 収集 参加者からの質問 タイム	・出来事の背景や原因に関係すること等を質問する。 「いつからですか」「どの時間帯によくありますか」「どんな活動が好きですか」など	
③情報を整理・ 支援方法を検討 人数によっては グループで	・全体で、課題や背景を明確にする。 ・一つの付箋に一つの支援を書いてもらう。 「できるだけたくさんの方の支援方法を出し合いましょう」「いつ、誰が、何をするか具体的に書いてください」など	
④全体で支援 方法を決定する 支援を決める	・グループ毎に検討内容を発表してもらう。 ・事例提供者に尋ねる。 「明日からできそうなものはどれですか」 「やろうと思ったものはどれですか」など	
⑤まとめ	・決まったことを整理して確認する。 ・次回ケース会議、校内委員会の日程を決める。	

個別の教育支援計画  
や個別の指導計画の  
作成または支援内容  
等の見直し

## インシデントプロセス法

- ・問題解決手法として、マサチューセッツ工科大学ピコース教授によって提唱された事例研究法です。
- ・インシデント(実際に起こった出来事)をもとに、参加者が事例提供者に質問することで出来事の背景や原因となる情報を収集し、問題解決の方策を考えていく方法です。児童等の様子がよく分かるほか、支援についての様々な方策を共有できます。
- ・ワークシートは「インシデントプロセス法」の手法を参考にしながら作成しています。

**POINT**



連携

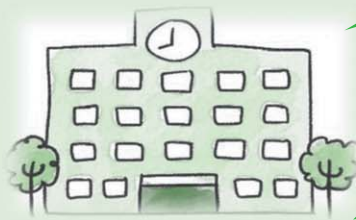
# 支援マップ

## 支援マップ

\_\_\_\_\_  
学校  
☎

\_\_\_\_\_  
教育委員会  
☎

\_\_\_\_\_  
学校  
☎



福祉  
\_\_\_\_\_  
☎

\_\_\_\_\_  
学校  
☎



保健  
\_\_\_\_\_  
☎

相談先  
\_\_\_\_\_  
☎

医療  
\_\_\_\_\_  
☎

相談先  
\_\_\_\_\_  
☎

各校にとって相談窓口になるところを記入していきましょう。



## 県内相談機関

障害のある児童等に関する相談をはじめ、  
特別支援教育に関する様々な情報を提供している機関です。

- 各市町村教育委員会  
(教育センターが主として相談を受けている市もあります)
- 特別支援学校  
(特別支援学校のセンター的機能を活用できます)
  - ・盲学校 ・ろう学校 ・奈良養護学校 ・奈良東養護学校 ・奈良西養護学校
  - ・二階堂養護学校 ・高等養護学校 ・明日香養護学校 ・西和養護学校 ・大淀養護学校
- 奈良県立教育研究所特別支援教育部

障害のある児童等に関する様々な福祉的な情報提供をはじめ、  
相談したり、判定したりする機関です。

- 中央こども家庭相談センター
- 高田こども家庭相談センター
- 奈良県発達障害支援センター「でいあー」
- 児童家庭支援センター「あすか」
- 児童家庭相談支援センター「てんり」

障害のある人の就労に関して相談できる機関です。

- 公共職業安定所
  - ・ハローワーク奈良 ・ハローワーク大和高田 ・ハローワーク桜井
  - ・ハローワーク下市 ・ハローワーク大和郡山
- 奈良障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター
  - ・なら障害者就業・生活支援センター「コンパス」
  - ・なら東和障害者就業・生活支援センター「たいよう」
  - ・なら西和障害者就業・生活支援センター「ライク」
  - ・なら中和障害者就業・生活支援センター「ブリッジ」
  - ・なら南和障害者就業・生活支援センター「ハローJob」

※詳しくは各ホームページをご覧ください。

# 用語説明

## 共生社会

・誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

## インクルーシブ教育システム

・人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組みのこと。基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指し、その場合には、それぞれの子どもが授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要とされている。

## 基礎的環境整備

・障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」としている。

## 合理的配慮

・障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものである。学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている。

### 合理的配慮 3観点11項目

<b>観点① 教育内容・方法</b>
①-1 教育内容
①-1-1 学習上または生活上の困難を改善・克服するための配慮
①-1-2 学習内容の変更・調整
①-2 教育方法
①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
①-2-2 学習機会や体験の確保
①-2-3 心理面・健康面の配慮
<b>観点② 支援体制</b>
②-1 専門性のある指導体制の整備
②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
②-3 災害時等の支援体制の整備
<b>観点③ 施設・設備</b>
③-1 校内環境のバリアフリー化
③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

## POINT



・合理的配慮は、一人一人の発達の程度や適応の状況等を踏まえながら、柔軟に見直しができることを共通理解し、必要に応じて見直していきましょう。

※「共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」を参考

(平成 24 年 7 月 中央教育審議会初等中等教育分科会)



## 自立活動

- ・ 個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとしている指導領域のこと。
- ・ 自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加することを旨とする資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮する。

## 自立活動 6区分27項目

<b>1. 健康の保持</b>
(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること (5)健康状態の維持・改善に関すること
<b>2. 心理的な安定</b>
(1)情緒の安定に関すること (2)状況の理解と変化への対応に関すること (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること
<b>3. 人間関係の形成</b>
(1)他者とのかかわりの基礎に関すること (2)他者の意図や感情の理解に関すること (3)自己の理解と行動の調整に関すること (4)集団への参加の基礎に関すること
<b>4. 環境の把握</b>
(1)保有する感覚の活用に関すること (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること
<b>5. 身体の動き</b>
(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること (2)姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関すること (3)日常生活に必要な基本動作に関すること (4)身体の移動能力に関すること (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること
<b>6. コミュニケーション</b>
(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること (2)言語の受容と表出に関すること (3)言語の形成と活用に関すること (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること

※「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を参考

(平成 29 年 4 月 文部科学省)

- ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、自立活動を取り入れることとし、通級による指導における特別の教育課程については、自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め指導を行う。

※「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」を参考（平成 29 年 3 月 文部科学省）

## POINT



- ・ 自立活動は、一人一人の児童生徒の実態に対応した活動であり、よりよく生きていくことを目指した主体的な取り組みを促す教育です。

## 【引用・参考】

障害者の権利に関する条約	外務省	平成18年12月
特別支援教育の推進について（通知）	文部科学省	平成19年 4 月
共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）	文部科学省	平成24年 7 月
通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について	文部科学省	平成24年12月
障害者差別解消法への対応－文部科学省対応指針について－	文部科学省	平成27年11月
発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～	文部科学省	平成29年 3 月
特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領	文部科学省	平成29年 4 月
小学校学習指導要領	文部科学省	平成29年 3 月
小学校学習指導要領解説 総則編	文部科学省	平成29年 6 月
中学校学習指導要領	文部科学省	平成29年 3 月
中学校学習指導要領解説 総則編	文部科学省	平成29年 7 月
奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例	奈良県	平成28年 4 月
奈良県手話言語条例	奈良県	平成29年 3 月
奈良県の特別支援教育	奈良県教育委員会	平成24年 7 月

## 特別支援教育コーディネーターハンドブック

平成30年4月発行

編集・発行 奈良県立教育研究所  
特別支援教育部

〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町多722  
奈良県総合リハビリテーションセンター2階  
TEL : 0744-32-8201

このハンドブックは、奈良県立教育研究所 特別支援教育部のホームページにも掲載しています。